

○東京藝術大学大学院映像研究科点検・評価委員会規則

〔平成17年4月1日
制 定〕

改正 平成25年7月11日 平成25年10月24日
平成27年3月26日 令和7年11月13日

(設置)

第1条 東京藝術大学大学院映像研究科（以下「研究科」という。）において、点検・評価を行うため、東京藝術大学大学院映像研究科点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 この規則は、委員会の組織及び運営の方法その他必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第3条 委員会は、教育研究活動等についての点検・評価に関し、次に掲げる事項を調査・審議し、その実施に当たる。

- (1) 点検・評価の実施項目の決定
- (2) 点検実施者の決定
- (3) 点検の指示
- (4) 評価基準の作成
- (5) 点検の実施・点検結果の聴取
- (6) 評価の実施
- (7) 講ずべき措置等についての研究科長への報告
- (8) 研究科教授会、企画・評価室への報告
- (9) 改善計画・措置の聴取
- (10) その他点検・評価に必要な事項の調査・審議

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 研究科教授会構成員の教授又は准教授から選出された者 4人
- (3) 委員会が必要と認める者 若干人

(任期)

第5条 前条に掲げる委員の任期は、2年とする。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、第3条に掲げる委員の互選により定める。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 委員会において可決を要する事項については、出席した委員の3分の2以上の賛成をもって決するものとする。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、研究科事務部において処理する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年7月11日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。